

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">福岡県バス対策協議会規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 福岡県における乗合バス輸送に係る諸問題並びに生活交通の確保方策等について協議・調整を行う<u>とともに、福岡県交通対策協議会設置要綱(昭和47年6月2日)第8条第1項の規定に基づき、福岡県交通対策協議会が行う業務について専門的な調査、検討を行う</u>ため、福岡県バス対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第5条 協議会は、次の事項について、協議・調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりに関すること。 (2) 生活交通のあり方一般に関すること。 (3) 国庫補助対象<u>バス</u>路線に関すること。 (4) ブロック別地区協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。 (5) 道路運送法施行規則第9条の2に定める市町村等が設置する地域公共交通会議の協議事項に関すること。 (6) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。 <p>第6条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成12年5月18日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成14年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成15年6月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成17年6月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成19年8月22日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成20年8月22日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成26年6月25日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">福岡県バス対策協議会規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 福岡県における乗合バス輸送に係る諸問題並びに生活交通の確保方策等について協議・調整を行うため、福岡県バス対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第5条 協議会は、次の事項について、協議・調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくりに関すること。 (2) 生活交通のあり方一般に関すること。 (3) 国庫補助対象路線に関すること。 (4) ブロック別地区協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。 (5) 道路運送法施行規則第9条の2に定める市町村等が設置する地域公共交通会議の協議事項に関すること。 (6) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。 <p>第6条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成12年5月18日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成14年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成15年6月17日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成17年6月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成19年8月22日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成20年8月22日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成26年6月25日から施行する。</p>

附 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年9月 日から施行する。

別表（略）

附 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

別表（略）